

日時 令和4年8月25日(木)  
午後3時から4時30分まで  
場所 あがたの森文化会館 講堂 ホール

## 第2回松本市動物愛護管理推進懇談会

### 次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 第1回の振り返り
- 4 懇 談  
    (仮称)松本市の動物愛護管理に関する基本方針(案)  
    ア 普及啓発活動  
    イ 猫問題への対策  
    ウ 多頭飼育問題への対策
- 5 事務連絡
- 6 閉 会

第2回 松本市動物愛護管理推進懇談会 出席者名簿

【委員】

(50音順)

		所 属	氏 名
1	委員長	成城大学 法学部 教授	うちこし あやこ 打越 綾子
2	委員	未来ビジネスカレッジ講師 長野県家庭犬インストラクター トリマー	きたむら りえこ 北村 理恵子
3	委員	一般社団法人ゆめまる HAPPY隊 代表	くにもと かずや 国本 和哉
4	委員	国立大学法人信州大学 農学部 准教授	たけだ けんいち 竹田 謙一
5	委員	一般社団法人長野県獣医師会 松筑支部 支部長	とうじょう ひろゆき 東 條 博之
6	委員	一般社団法人もふもふ堂 代表理事	とどりき しげよし 等々力 茂義
7	委員	学校法人未来学舎 専門学校未来ビジネスカレッジ ペットビジネス学部 学部長	ふくざわ みゆき 福澤 美雪
8	委員	長野県動物愛護会 松塩筑支部 支部長	ふるはた ひろお 降 籬 弘雄

【オブザーバー】

	所 属	役職・職名	氏 名
1	長野県 健康福祉部 食品・生活衛生課	課長補佐兼乳肉・動物衛生係長	たかい ごうすけ 高井 剛介

【事務局】

	所 属	役職・職名	氏 名
1	松本市保健所 食品・生活衛生課	課長	おおわ しんいち 大和 真一
2	松本市保健所 食品・生活衛生課	係長	おいかわ えつこ 及川 悦子
3	松本市保健所 食品・生活衛生課	主査	ひらの みちこ 平野 路子
4	松本市保健所 食品・生活衛生課	主査	よしいけ ゆうじ 吉池 祐司
5	松本市保健所 食品・生活衛生課	主事	おおつぼ けい 大坪 啓

# 第2回 松本市動物愛護管理推進懇談会

## 資 料

令和4年8月25日(木)  
松本市保健所 食品・生活衛生課

# 目次

## 第1回懇談会の振り返り

- 1 動物愛護管理の現状と課題
- 2 動物愛護管理施策（重点施策）
- 3 ご意見の検討

## 動物愛護管理に関する基本方針（案）

- 1 策定スケジュール
- 2 基本方針の構成
- 3 基本方針 ～ の概要

事務連絡

# 第1回懇談会の振り返り

# 1 動物愛護管理の現状と課題

委員の主なご意見の紹介

## < 犬・猫の苦情相談 >

- ・ 動物の性質や習性など、飼い主の理解が大事ではないか。
- ・ 悩んでいる飼い主が、気軽に相談できる窓口があればいい。
- ・ 他自治体の先進的な取組みを見習うことが必要ではないか。
- ・ 犬のしつけの徹底、猫の登録が必要ではないか。

## < 犬 >

- ・ 狂犬病のリスクに対する管理が大事
- ・ 迷い犬は、マイクロチップの義務付けと関連した対策が大事
- ・ 糞対策は、啓発看板の文言やデザインに知恵を出せたらいい。

## < 動物全般 >

- ・ 道路上の死亡動物は、位置の把握や発生場所の環境整備が大事
- ・ 普及啓発の対象者に応じた戦略的な周知が大事

## 2 動物愛護管理施策（重点施策）

委員の主なご意見の紹介

### < 猫問題への対策 >

- ・ 当事者への説得には、保健所と団体で共通した説得方法など認識の共有が必要ではないか。

### < 多頭飼育問題への対策 >

- ・ 飼い主の心のケアを考えた取組みが必要ではないか。
- ・ 地域包括支援センターやケアマネージャーとの連携が大事

### < 災害対策 >

- ・ 同行避難の方法を、具体的にイメージできることが大事
- ・ 町会や組など、地域との連携が必要ではないか。

### < その他全般 >

- ・ 飼い主の視点で、安心して飼養できる取組みができればいい。

### 3 ご意見の検討

委員の皆様のご意見

内容の検討

すぐに取り組めること

令和5年度からの実施を検討

継続的な課題

調査研究及び検討



# 動物愛護管理に関する 基本方針（案）

# 1 策定のスケジュール

## R 4 年度

月	会議名等	内容
5	第1回懇談会	現状と課題、重点施策の共有
8	第2回懇談会	基本方針（案）の検討（1回目）
11	第3回懇談会	基本方針（案）の検討（2回目）

← 本日

## R 5 年度

月	会議名等	内容
5	第4回懇談会	基本方針（案）の検討（3回目）
6 以降	庁内手続き等を経て、R 5 年度中に策定	

## 2 基本方針の構成

	はじめに（策定の背景・経緯）	}	<b>この資料で概要を説明</b>
	基本方針の目的		
	基本的な考え方		
	推進体制	}	後日作成
施策の方針	1 普及啓発活動	}	<b>【方針の中心】 別冊の資料で説明</b>
	2 猫問題への対策		
	3 多頭飼育問題への対策		
	4 災害対策		
	5 動物取扱業者への対応		
	6 取組体制の構築		
	統計資料	}	後日作成

**本日、ご意見いただきたい項目**

# 3 はじめに（背景・経緯）

基本方針 1 ページ

## 時代の変化に対応

- ・ 加速する少子化、高齢化、人口減少
- ・ ライフスタイルや価値観の多様化
- ・ 動物を取り巻く環境の変化
- ・ 自然災害の多発

## 保健所の設置（R 3 . 4 月）

- ・ 動物愛護管理法、狂犬病予防法に関する事務権限の拡大

## 関係団体からの要望

- ・ 保健所設置後の動物愛護管理の取組みに関する要望
- ・ 動物愛護センターの設置に関する陳情

### 3 基本方針の目的

基本方針 2 ページ

これからの松本市の動物愛護管理施策を、  
どのように進めていくのか。



取組みの方向性を「基本方針」として策定

市民の皆様に

動物の愛護や適正な飼養管理に興味・関心を持ってもらいたい。

将来を見据えて

5年先、10年先の中長期的な視点を持って取組みを進めたい。

# 3 基本的な考え方

基本方針 3 ~ 4 ページ

## 1 県の条例・計画に沿った施策の推進

引き続き、県の「動物の愛護及び管理に関する条例」、  
「長野県動物愛護管理推進計画」に基づき取り組みます。

## 2 松本市の特色を生かした施策の推進

市内 3 5 地区・4 8 7 町会の地域活動や、活発な動物  
ボランティア活動を生かして取り組みます。

## 3 関係団体等との連携・協働による施策の推進

関係団体等との協力が不可欠なため、これまで以上に  
連携・協働を進めます。

# 事務連絡

## 1 議事録の確認のお願い

- ・ 本日の懇談内容の議事録を作成し、後日、松本市のホームページに掲載します。
- ・ 委員の皆様に、議事録（案）を郵送またはメールでお送りしますので、ご確認をお願いします。

## 2 第3回懇談会の日程調整

候補日：11月10日（木）

11月14日（月）

11月17日（木）

- ・ 後日、委員の皆様に、ご都合を確認させていただきます。

**【第2回松本市動物愛護管理推進懇談会 資料】**

**松本市の動物愛護管理に関する基本方針  
(案)**

**令和5年 月**

**松本市**



## 目 次

はじめに	1
基本方針の趣旨及び目的	2
基本的な考え方	3
推進体制	5
施策の方針	6
1 普及啓発活動	6
2 猫問題への対策	8
3 多頭飼育問題への対策	10
4 災害対策	12
5 動物取扱業者への対応	13
6 取組体制の構築	14
統計資料	15

## はじめに

### 1 背景

松本市総合計画（基本構想2030・第11次基本計画）の人口推計では、2020年に24.1万人が、2040年には22.6万人となり、20年で1.5万人減少する見込みとなっています。

加速する少子化と高齢化、人口の減少に伴い、核家族や独居世帯の更なる増加など、社会構造の変化とともに、人々のライフスタイルもより多様化していくことが予想されます。

そうした中で、市民の動物に対する価値観も様々であり、昨今、犬や猫などのペットを取り巻く環境も大きく変化しています。行政においては、これまでに以上に社会の変化を的確に捉えた住民サービスの提供が求められます。

また、コロナ禍において在宅時間が増える中、新たにペットを飼い始める人が増加していると言われており、ペット市場での動物の販売価格が上昇しています。一方で、飼育放棄やペットを手放す相談の件数が増加しており、動物の愛護や適正な飼養管理の普及啓発がますます重要となっています。

更には、近年では、大地震や水害などの自然災害が多発しており、平時における準備や心構え、発災時における飼い主とペットの同行避難や、避難所において安全・安心に生活できる体制づくりが喫緊の課題となっています。

### 2 策定の経緯

このような中で、松本市は、令和3年4月に中核市に移行し、保健所を開設しました。これまで長野県が担ってきた、動物の愛護及び管理に関する法律及び狂犬病予防法の大部分の事務を、松本市保健所が担うこととなり、新たな体制で業務を開始しました。

松本市は、これまで積み重ねてきた経験や実績を基盤に、長野県から移譲された大きな事務権限を最大限に生かした、動物愛護管理の取組みが求められています。更に、動物愛護管理の関係団体の皆様から、保健所を設置した松本市に期待を寄せる声も多くいただいています。

そうした経緯を踏まえ、今後の松本市の動物愛護管理施策における、様々な取組みの方向性を市民の皆様にお示しするため、基本方針を策定するに至ったものです。

## 基本方針の目的

### 1 市民への周知啓発

犬や猫などの動物が好きな人、興味のある人、苦手な人など、人それぞれで、多様な価値観があります。動物の愛護や、ペットの適正な飼養管理を進めていくためには、動物の飼い主のみならず、市民の皆さんの理解と協力が必要不可欠です。

これから松本市が進めていく動物愛護管理の取組みについて、広く市民の皆さんにご理解いただくとともに、動物の愛護や適正な飼養管理に興味・関心を持ってもらうため、基本方針として取りまとめるものです。

### 2 将来を見据えた取組み

時代の変化とともに、住民のライフスタイルも多様化しています。そうした中で住民のニーズを的確に把握し、効果的な行政サービスを提供していく必要があります。

現在直面している課題への対応のみならず、5年先、10年先の将来を見据え、中長期的な視点を持って継続的に取組みを進めるため、その方向性を基本方針により示すものです。

#### 動物愛護管理に関する法令関係

- < 法令 > 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）  
動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和50年政令第107号）  
動物の愛護及び管理に関する法律施行規則  
（平成18年環境省令第1号）  
狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）  
狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）  
狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号）
- < 指針 > 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための  
基本的な指針（平成18年環境省告示第140号）
- < 条例 > 動物の愛護及び管理に関する条例（長野県平成21年条例第16号）
- < 計画 > 長野県動物愛護管理推進計画（平成20年）

## 基本的な考え方

### 1 県の条例及び計画に沿った施策の推進

松本市はこれまで、県の「動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年条例第16号）」及び「長野県動物愛護管理推進計画（平成20年策定、令和4年度改定）」に基づき、取組みを進めてきました。

引き続き、県の条例及び計画に沿って施策を推進していきます。

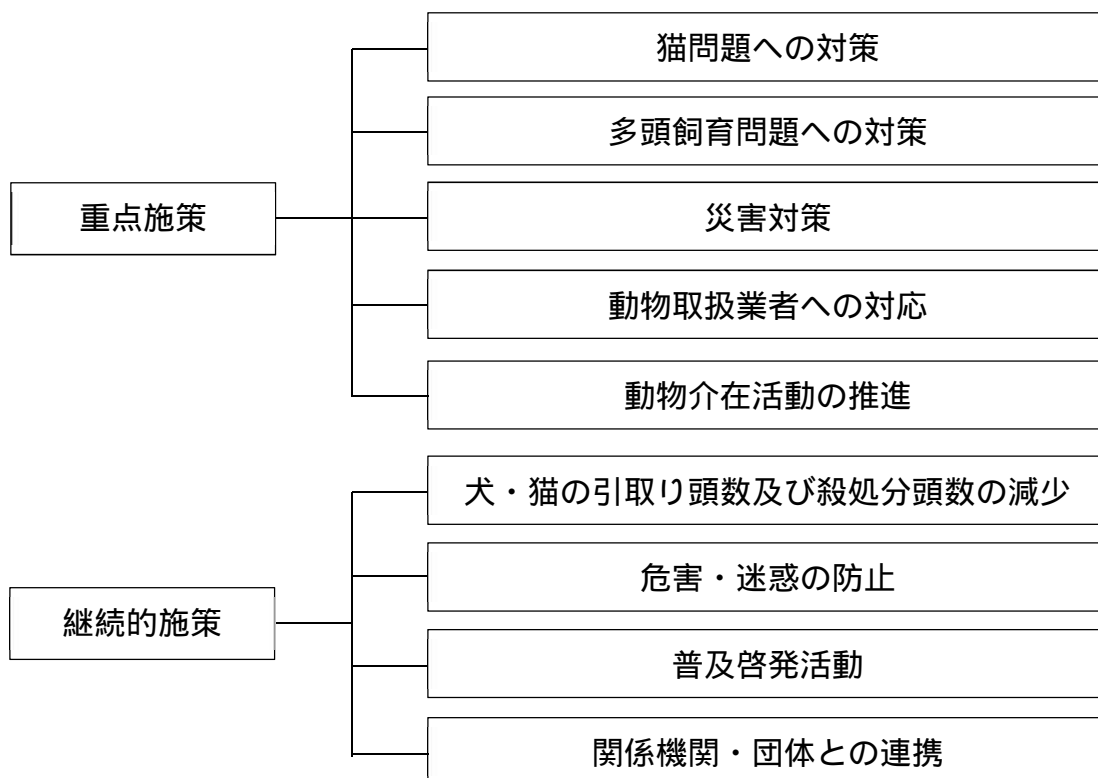
#### 動物の愛護及び管理に関する条例の基本理念

##### 人と動物が共生する潤い豊かな社会の実現

少子高齢化社会を迎え、犬や猫などの動物を飼う家庭が増える中、家族の一員、人生の伴侶としての認識が高まり、人も動物も共に生きる仲間であるという考え方が急速に広がっています。

動物愛護の基本は、人においてその命が大切であるように、動物の命についてもその尊厳を守るということにあり、動物の適正な管理や取扱い方を確保することにより、人と動物とのより良い関係づくりを進め、生命尊重、友愛等の情操の涵養を図り、心豊かな社会の実現を目指します。

#### 長野県動物愛護管理推進計画の施策体系



## 2 松本市の特色を踏まえた施策の推進

松本市には、35の「地区」があり、その中に487の「町会」があります。

地区や町会は、住民の日常生活圏であり、独自の歴史文化や自治の仕組みがあります。生活上の課題を共有する地域の基本単位であり、活発な地域づくり活動が行われています。

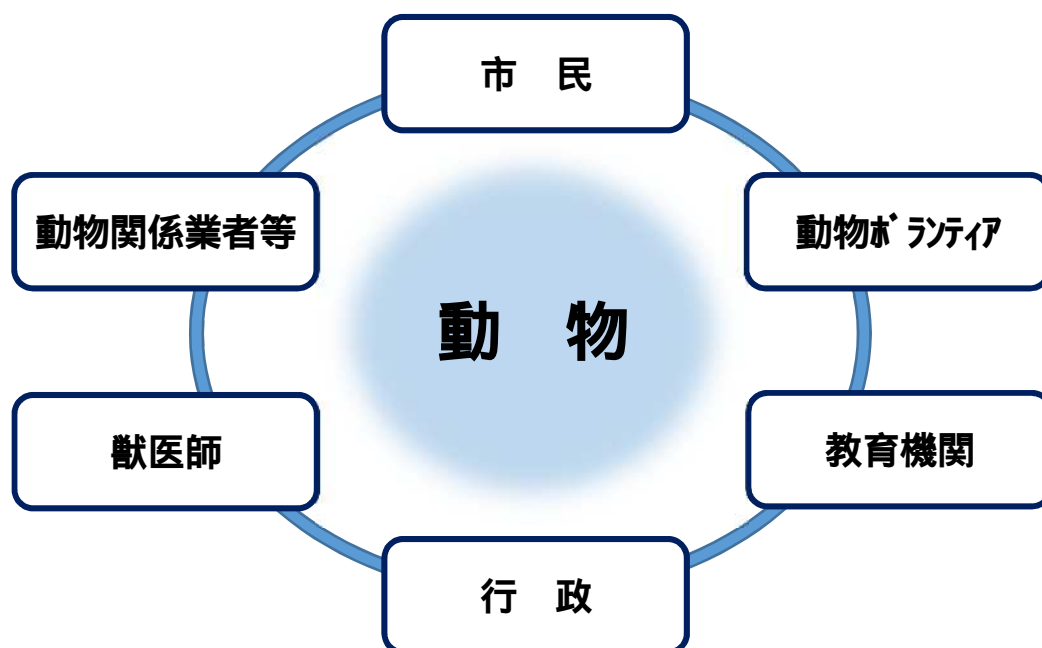
そして、動物愛護管理の活動に関しては、市内で先駆けて取組みを始めた長野県動物愛護会松塩筑支部をはじめ、個人やグループ、市民団体による一般社団法人化など、様々な立場で積極的に活動されている方が多くいます。

このように、松本市がこれまで築き上げてきた実績を最大限に生かしながら、地域の実情を踏まえた取組みを進めていきます。

## 3 関係機関や団体等との連携・協働による施策の推進

動物愛護管理の取組みは、犬や猫、小動物などの家庭動物、牛や豚などの畜産動物、動物園動物や実験動物を対象に、動物に対する愛護精神の普及啓発から、動物の飼い主や取扱業者等への適正な飼養管理の周知まで、幅広い分野に関係することから、行政の取組みだけでは限界があります。

動物ボランティアや獣医師会、学校等の関係機関や団体と、これまで以上に連携を図りながら、ともに取組みを進めていきます



## 推進体制

(後日作成)

## 取組方針

### 1 普及啓発活動

#### < 概要 >

県獣医師会や県動物愛護会、動物愛護推進員等のボランティア、動物取扱業者など、動物に関係する方々とともに、市民や動物の飼い主に向けて動物の愛護や適正な飼養管理の普及啓発活動を実施します。

#### < 現状と課題 >

##### 【 R 3 年度実績 】

##### （動物の愛護）

- ・市ホームページによる周知

##### （適正な飼養管理）

- ・犬の糞の放置対策として、町会に啓発看板を配布

##### （狂犬病予防）

- ・犬の飼い主に予防注射（集合注射）の案内を送付し、広報まつもと及び市ホームページで周知

- ・これまでの活動に加え、デジタル化を踏まえた多様な手段による普及啓発が必要です。
- ・犬や猫のしつけ等の相談会や、不妊去勢手術及び譲渡活動を実施する関係団体と、これまで以上に情報共有を進め、役割分担による効果的な普及啓発が必要です。
- ・動物の飼い方やしつけ方を普及啓発する担い手となる、動物取扱業者や動物愛護推進員等の更なる育成が必要です。

< 施策の方針 >

**対象者に応じて様々な発信手段による普及啓発に取り組みます。**

【主な取り組み】

- ・市民：県の動物の正しい飼い方月間（6月）や動物愛護週間（9月）に合わせた、イベント等の企画
- ・犬の飼い主：狂犬病予防集合注射の案内通知を活用した啓発
- ・動物の飼い主：SNS等のデジタルツールを活用した情報提供方法の検討
- ・動物関係者：集合形式及びリモート形式で、テーマ別講演会として、「人と地域に向き合う動物愛護管理の講演会」を開催

**県獣医師会や県動物愛護会等、普及啓発を担う関係団体との更なる連携により、効果的な普及啓発に取り組みます。**

【主な取り組み】

- ・狂犬病予防の集合注射を活用した、飼い主への普及啓発
- ・各団体の活動を通じた普及啓発

**動物取扱業者や動物愛護推進員等、普及啓発の担い手となる人材の育成に取り組みます。**

【主な取り組み】

- ・動物愛護管理法に基づく、動物取扱責任者の研修会の開催
- ・動物愛護推進員研修会の開催



## 2 猫問題への対策

### < 概要 >

猫の敷地内侵入や糞尿・悪臭など、住民の生活環境の被害減少に向けて、「個人の飼い猫」、「地域猫」、「飼い主のいない猫」それぞれを対象に、適正な飼養管理の周知に取り組みます。

### < 現状と課題 >

#### 【 R 3 年度実績 】

- ・猫による生活環境被害の苦情件数：52件
- ・飼い猫が行方不明になった通報件数：75件
- ・猫の保護・引取件数：45頭  
うち、返還・譲渡36頭、殺処分3頭、死亡6頭
- ・地域猫管理活動支援事業補助金：メスの不妊手術95件  
オスの去勢手術53件  
補助額1,850千円

- ・「飼い猫」については、猫の習性や生活環境に応じた飼養方法等、飼い主に向けた知識の普及啓発が必要です。
- ・「地域猫」については、地域の理解と飼養管理のルールづくり、不妊去勢の徹底が必要です。
- ・「飼い主のいない猫」については、生活環境被害の減少に向けて、地域猫活動の更なる促進が必要です。

< 施策の方針 >

「個人の飼い猫」については、ボランティア等との連携により、飼い主への適正な飼養管理の周知に取り組みます。

【主な取組み】

- ・猫の習性や生活環境に応じた飼養管理方法の周知

「地域猫」については、地域の理解を得ながら、飼養管理のルールづくりや不妊去勢の徹底に取り組みます。

【主な取組み】

- ・地域猫データ収集及び聞き取りによる地域猫活動の現状把握
- ・正しい地域猫活動の普及推進

「飼い主のいない猫」については、一代限りで命を全うできるよう、地域猫活動を促進します。

【主な取組み】

- ・地域猫管理活動支援事業補助金の活用促進
- ・猫による困りごとの電話相談への対応

### 3 多頭飼育問題への対策

#### < 概要 >

犬や猫などのペットを多く飼いすぎることによって管理できなくなり、飼い主とペットが不衛生な環境で暮らし、近隣住民も糞尿や悪臭などに悩まされる多頭飼育問題の解決に向けて取り組みます。

#### < 現状と課題 >

##### 【 R 3 年度実績（行政把握分）】

- ・ 問題発生件数：6 件（前年度からの継続 2 件）
- ・ 保健所の電話対応及び当事者への訪問回数：7 1 回
- ・ 対応による動物の引取頭数：犬 4 頭、猫 3 0 頭 計 3 4 頭

- ・ 保健所や動物関係者のみでは、早期の探知や迅速な対応に限界があるため、飼い主の生活支援を担う福祉関係者や、周辺的生活環境を知る地域住民との連携が必要です。
- ・ 当事者への対応に当たっては、動物の飼養が生きがいとなっている飼い主の気持ちへの配慮が必要です。
- ・ 動物を引き取ったボランティアは、動物の収容場所の確保、飼養管理に必要な物品、不妊去勢手術の費用が大きな負担になっています。

< 施策の方針 >

**飼い主と動物の健康を守るため、早期の探知や迅速な対応に向けて、動物関係者・福祉関係者・地域関係者・保健所との連携体制の構築を進めます。**

【主な取組み】

- ・ 問題解決事例の研究と、関係者との情報共有
- ・ 福祉関係者等のミーティングへの参加

**飼い主への対応においては、正確な実態把握、飼い主への丁寧な説明、引き取った動物の適正な管理に努めます。**

【主な取組み】

- ・ 飼い主のメンタルケアが必要な場合は、庁内関係部署につながります。
- ・ 動物の処遇について適切に対応します。

**多頭飼育問題での動物を引き取るボランティア等の負担について、軽減策を一緒に考えます。**

【主な取組み】

- ・ 実態の把握や情報の共有に向けて、話し合う機会を設けます。

#### 4 災害対策

< 概要 >

< 現状と課題 >

< 施策の方針 >

( 後日作成 )

## 5 動物取扱業者への対応

< 概要 >

< 現状と課題 >

< 施策の方針 >

( 後日作成 )

## 6 取組体制の構築

< 概要 >

< 現状と課題 >

< 施策の方針 >

( 後日作成 )

## 統計資料

(後日作成)